

平成27年度 事業報告

I. 重点目標の設定

1. 平成27年度の事業計画立案に当たり、考慮した水先業を取り巻く一般情勢は次の通りであった。
 - 1) 横浜航路・鶴見航路を經由して横浜港に入出港する船舶に対する強制水先が、8月1日をもって3千総トン以上から1万総トン以上に引き上げられること
 - 2) 新しい水先人養成制度の下で、海技大から各水先人会に水先修業生への個別教育が委託されて2年目に入るが、8月中旬に一級～三級修業生12名が個別教育を開始すること
 - 3) 新規二級水先人が初めて当会に入会し、また、当会の三級水先人が、これまた初めて二級水先人に進級し7月から実職を執る予定であること
 - 4) 全国的に水先人の後継者不足が深刻さを増し、当会からも、平成28年11月頃、釜石水先区へ派遣支援が要請されていること
 - 5) 最近では日本海側及び太平洋側を通過後、北海道東方沖で合体して異常に発達する低気圧に吹き込む強風のパターンが頻発し、風に対する安全な操船が要求されていること
2. 当会の置かれたこれ等の諸情勢を勘案し、平成27年度は次に掲げる重点目標を設定し、実施した。
 - 1) 横浜港の強制水先緩和により、水先人の乗船する船舶と乗船しない船舶が混在することとなり、水先人の就業環境は厳しくなることは確実であるが、そういった状況の中でも、安全で、効率的な運航を確保すること
 - ① 平成26年10月開催された、国土交通省「横浜川崎区の強制水先に関する検討会」において、横浜港の強制水先を1万総トン以上とすることが適当であるとの結論に至ったが、同時に強制緩和の円滑な施行及び施行後の確実な実施を期すため、地元の関係者からなる安全対策協議会を設置することが決定された。
 - ② 設置される上記安全対策協議会に備えて、直ちに、海務委員会のメンバーを中心として構成する「強制水先緩和に関する安全対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、11月6日に第1回委員会を開催し、水先人会としての安全対策に関する検討を開始した。
 - ③ 11月27日、関東運輸局、横浜市港湾局が幹事となり、第1回「横浜港における強制水先対象船舶の範囲の見直しに関わる航行

安全対策協議会」(以下、単に航行安全対策協議会という。)が開かれ、東京湾管制一元化の横浜港への先行導入、横浜港における港湾施設の防衝対策、航行安全対策等の検討が開始された。

- ④ それ以降、航行安全対策協議会は4ヶ月をかけて、水先人会を中心とする現場関係者の意見を反映させた安全対策を「横浜港入出港の手引き」としてまとめ、前広に、船社・代理店をはじめ出入港する船舶への周知に努めた。
 - ⑤ 強制水先の緩和は、同年8月1日から実施されたが、当初の3ヶ月間は、上記手引きの内容(航路の管制時間、入出港の順番)を理解していないノーパイロット船や出入港時間を守らない船舶等により混乱したが、0730時~0830時の入港船が0630時台にシフトする傾向を示したため、0730時台の混雑度は相対的に緩和される結果となった。
 - ⑥ 強制水先緩和後、平成27年8月~平成28年1月の6ヵ月間の実績のレビューの結果が、本年2月開催の第5回安全対策協議会で報告され、「この6ヶ月間、事故もなく、大きな混乱や支障もなく推移している」と結論付けたことにより、「航行安全対策協議会」は解散した。今後は同じメンバーで構成する「横浜港航行安全対策協議会」と名称を変え、問題が生じた時に都度開催することになった。
- 2) 新水先人養成制度において、水先修業生に対する個別教育は、昨年度から各水先人会に委託されているが、本年度は2年目となることから実務的で、より教育効果の上がる方針を確立すること
- ① 水先人会は、独立行政法人海技教育機構(以下、海技大という。)と「水先区個別教育の実施に関する協定書」を締結し、実務修習生に個別教育をすることを受諾し、また、曳船社は個別教育の一環として「タグ訓練の実施に関する協定書」を海技大と結び、タグ訓練を受諾している。
 - ② 平成27年度の水先修業生の個別教育は8月17日から始まり、一級修業生(9期生、8名)、二級修業生(2期生、1名)及び三級修業生(7期生、3名)、合計12名を同時に迎えることになった。実務修習期間は一級修業生が4ヶ月(水先実務3.7ヶ月、タグ訓練他0.3ヶ月)、二級修業生が7ヶ月(水先実務6.7ヶ月、タグ訓練他0.3ヶ月)、三級修業生10ヶ月(水先実務9.7ヶ月、タグ訓練他0.3ヶ月)であった。
 - ③ 水先実務の指導は、入会2年目以上の一級水先人が帯同して規定隻数に達するまで指導を行った。個別教育の中で最も苦心した科目は座学(水先教育センターのシラバス科目名は航海情報)で、7回、各3時間、合計21時間である。授業内容は、海上衝突予防法、海上交通安全法、航行安全指導、航行管制等の一般的な法律から始まって、水先引受基準、バース配置、漁船操業・漁法等

の細かい情報を伝授しなければならない。今年度も、教育訓練センター委員7名及びそれぞれの分野に詳しい水先人が分担して実施した。また、海図描画は、一級8期生及び三級4期生が指導を行った。総体的に、水先人会による個別教育は定着してきた感がある。

- 3) 強風に起因するガントリークレーン或いは係留施設への接触事故の多発を防ぐため、座学及び操船シミュレータ訓練を有効に組み合わせ、強風による操船限界を知り、また、風待ちの判断を的確にするため技術研修を実施すること
- ① 単独操船1年を経過した一級7期生、特訓期間・習熟期間を終了前の三級3期生、進級二級水先人を対象に、操船に関する質疑応答を中心とする研修会を実施した。この研修は、専任指導水先人リーダー等と、ある程度の期間、単独操船を経験した若手水先人との間で、対話形式による座学研修を行うものである。
 - ② 本牧D4バースには、従来6万総トン級のコンテナ船が定期的に入出港していたが、新たに9万5千総トン級の大型コンテナ船の寄港が始まったことにより、当該船に乗船が見込まれる水先人に対し、事前に操船シミュレータ訓練を受講させることとしたものである。今までに15回のシミュレータ訓練を実施し、対象水先人58名が受講している。
 - ③ また、大型LNG船の離棧作業に従事した経験のない水先人に対し、安全運航確保の点から、千葉、木更津、川崎、根岸地区の適当なLNGバースを選定し、操船シミュレータ訓練を6回（対象水先人12名）実施した。
 - ④ 上記②及び③のシミュレータ訓練は、今年度の重点目標として掲げた訓練とは目的が異なり、主として取り扱う船型の大型化に対処する必要性から優先的に実施したものである。操船の困難な自動車専用船等の強風下における操船訓練については、次年度に実施すべく教育訓練センターで検討しているところである。

II. 会則第4条に規定された各事業

1. 会員の品位保持に関する諸施策の実施

(1) 連合会の実施する研修の受講

連合会の実施する安全研修が7月及び8月に横浜、名古屋、神戸の各地区で行われ、対象水先人26名が参加した。また、連合会の実施する新人研修が、一級水先人（8期生7名）に対しては5月に、二級水先人（1期生1名）及び三級水先人（5期生3名）に対しては10月に開催された。

- (2) 会員の継続的かつ定期的健康管理の実施
平成27年4月～6月に全会員（長期休業者を除く）の自主健康診断を石川町内科クリニックで行った。
- (3) 法定委員会等の開催
通常総会及び臨時総会、理事会、法定委員会を定期的に開催した。
(別紙-1 添付資料を参照)
- (4) ISO 品質管理システムの運用
今年度は平成27年12月に再認証審査を受けた。事前に内部監査を実施し問題のないことを確認した後に受審し、マネジメントシステムが、3年間を通して国際規格 ISO9001 : 2008 に適合し、適切に維持・継続されてきたことが確認され、平成28年1月30日付で適合証明証が発行された。
- (5) 海難防止対策
- 1) Safety Bulletin 等の周知による情報の共有化
ヒヤリハットやトラブル事例の情報を共有化し、海難事故を未然に防止するため、Safety Bulletin や会長業務連絡により会員に対し注意喚起を行った。
 - 2) 安全運航強調月間行事
平成27年9月の一ヶ月間に、安全運航強調月間の諸行事を実施した。海中転落者救助訓練、緊急対応訓練、関係諸団体との意見交換会、航行安全に関する講演会等の行事を行い、延べ参加人数は377名に上った。
 - 3) 東京湾海上交通センターとの定期連絡会
東京湾海上交通センターとの連絡会を11月に開催した。
今回の主な議題は、「ノーパイロット船の不安全航行について」、「浦賀水道航路南口東端 AIS 信号所の波高データについて」、「湾内管制一元化について」、及び「同センターと水先人間の相互連絡の不具合事例」等であり、活発な意見交換を行った。
 - 4) 技術研修会の開催
教育訓練センターの ISO 品質目標に従い、水先人及び事務職員に対して研修会を実施した。特に水先人に対しては、安全に関する講習や操船シミュレータを使用した技術研修を合計24回開催した。
 - 5) 乗下船安全対策
6月29日～7月3日までの5日間、連合会主導による乗下船安全キャンペーンを実施した。また、安全運航強調月間行事の一つである海中転落者救助訓練や新入会水先人の陸上研修の機会を捉えて、乗下船時の安全対策の徹底を図った。

2. 合同事務所の設置及び運営に関する事務の実施

(1) 公正取引委員会

- 1) 平成25年8月1日の公正取引委員会の立ち入り調査以来、1年8ヶ月の長期に亘る事情聴取の結果、平成27年4月16日に公正取引委員会より「排除措置命令」が送達された。
- 2) 排除措置命令は、その主文第1項において、次の①及び②に述べる行為をそれぞれ取り止めることを命じたものである。
 - ① 水先人会は、各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限している行為
 - ② 各会員に代わって水先の利用者から収受した水先料をプールし、頭割りを基本とする計算方法により配分している行為
- 3) 排除措置命令の①については、会則施行規則 別表2「引受事務要領」の主として、「水先人の選任について利用者からの要請がある場合」に関連する条項を改訂し、平成27年7月9日に公正取引委員会の承認を受けた。同年8月24日、水先利用者に改訂された「引受事務要領」について周知し、10月1日より運用を開始した。この「引受事務要領」の一番大きな改訂点は、「水先の申し込み期限」及び水先人の選任（指名）の要請がある場合の「受付前提条件」を現在の水先形態の実情に合致するよう見直したものである。「水先人の選任（指名）の要請」所謂、「個人指名」については、前年度から運用している「グループ指名制度」による個人指名を除き、平成27年10月1日の運用開始後、現在のところ1件のみの要請であった。
- 4) 排除措置命令の②については、公正取引委員会 相談指導室と協議・折衝を重ねたうえで了承された、「水先人の行った水先業務の水先料はその水先人に帰属すること」、「水先業務に必要な経費は各水先人が合理的に負担すること」及び「水先人会は各水先人が上述の行為を実施することについて一切関与しないこと」を骨子とする「新調整制度」を平成28年1月1日から導入し、東京湾海事事業協同組合により運営されている。
- 5) 平成28年2月17日には、排除措置命令に基づく「措置報告書」を公正取引委員会に提出し、3月3日には、「措置報告書」の公正取引委員会内での決済が終了したとの連絡を受け、当該事案は完了した。

(2) 情報公開と情報管理

ホームページ上に会則で定められた情報の公開を行った。当会の情報公開基準に基づくユーザーからの情報開示請求はなかった。

また、情報管理については、政府のマイナンバー制度導入に併せ、特定個人情報の基本方針に基づく特定個人情報取扱規程を策定し水先人、職員に関する情報の保護と管理を徹底した。

- (3) ユーザーとの定期的な懇談会の開催
ユーザー対応委員会や業務運営協議会を定期的に行い、ユーザーとの意見交換を行った。
 - (4) 各常設委員会の定期的開催
総務委員会、海務委員会、業務委員会、財務委員会及び ISO 管理委員会を定期的に開催した。(別紙-1 添付資料を参照)
3. 水先人の養成に関し必要な事務の実施
- (1) 特訓・習熟期間後の操船技術研修会
平成26年4月に入会した一級水先人7期生4名及び平成25年7月に入会した三級水先人3期生4名の特訓・習熟期間終了後の平成27年5月に操船に関する質疑応答を行う技術研修会を実施した。
 - (2) 新人水先人に対する陸上研修等
 - 1) 平成27年6月に入会した二級水先人1期生1名に対し、入会後の陸上研修及び実船研修を実施し、評価後、特訓期間に移行させた。
 - 2) 同年9月に入会した三級水先人4期生6名に対しては実船研修中の4月に中間評価を、実船研修終了後の6月には最終評価を行い、特訓・習熟期間に移行させた。
 - 3) 同年9月に入会した三級水先人5期生3名は、陸上研修を終了後、平成28年6月までの実船研修(共同操船)を行っている。
 - (3) 実務修習等
 - 1) 三級水先人6期生2名に対し、旧養成制度による最後の修業生としての実務修習(前期及び後期)を行い、平成28年3月に修了式を行った。
 - 2) 一級水先修業生9期生8名、二級水先修業生2期生1名及び三級水先修業生7期生3名に対し、新しい水先人養成制度のシラバスに基づいた水先区個別教育を行った。
 - ① 一級水先修業生9期生8名は12月の水先人試験を受験し、全員が合格した。その後平成28年3月に7名が入会し、陸上研修及び実船研修を行った。
 - ② 二級水先修業生2期生1名は平成27年12月の水先人試験に合格し、次年度6月に入会予定である。
 - ③ 三級水先修業生7期生3名は、平成28年6月に水先人試験を受ける予定である。
 - (4) 進級二級
 - 1) 三級水先人1期生7名は、昨年度12月に二級水先人試験進級を受験し、全員が合格した。その後、平成27年4月より実船研

- 修及び進級評価を行い、7月より二級水先人としての単独操船を始めた。
- 2) 三級水先人2期生6名は平成27年4月に業務評価を行い三級としての業務制限は解除された。平成27年9月に新しい養成制度による二級進級課程を受講させ、水先区個別教育を行った。その後平成27年12月に二級水先人試験進級を受験し、全員が合格した。平成27年度末に実船研修（共同操船）を行い、引き続き平成28年度には進級評価を実施後に二級業務の実職を開始する予定である。
- (5) 「二人乗り大型船の主水先人養成に関する規程」に従い、二人乗り大型船の主水先人16名の養成を行った。
 - (6) 「航行業務 VLCC 研修」を「航行業務 VLCC 研修実施要領」に従い実施し、航行業務において一切の業務制限がない水先人13名の養成を行った。
4. 本会 及び 会員の水先業務に関する日本水先人会連合会 及び 官公署等との連絡協議の実施
- (1) 日本水先人会連合会等の要請により、理事その他役員及び委員等を派遣し各種連絡協議を行った。
 - (2) 各外郭団体の開催する各種委員会、協議会等に理事その他の役員及び委員等を派遣し各種連絡協議を行った。
 - (3) 水先関連課題に関する懇談会及び同ワーキンググループに参加し、これからの水先制度や後継者の確保・育成などを含む諸課題について検討を行った。
 - (4) 横浜川崎区の強制水先に関する検討会及び強制緩和に伴う安全対策協議会に参加し、安全対策を主とする検討を行った。
5. 前号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するために必要な施策の実施
- (1) 本会の広報活動として下記の活動を実施した。
 - 1) 平成27年7月20日「海フェスタ熊本」に三級水先人を派遣し日本水先人会連合会/海技振興センターの出展に協力した。
 - 2) 平成27年8月7日 横浜市立保土ヶ谷中学校2年生による職場体験学習を受け入れ、操船シミュレータ体験等を実施した。
 - 3) 平成27年8月7日 読売中高生新聞 掲載 「シゴトビト」
 - 4) 平成27年10月10日 横須賀 FM 放送 「FMブルー湘南」

- 「中学生の質問箱」に副会長が出演し録音を行った。
- 5) 平成27年11月22日 みなと体験プログラム事業 山下公園
に「水先人のブース」を出展した。
- 6) 平成28年1月1日
東京湾水先区水先人会 会報「ANJIN」を発行(季刊)した。
- 7) 平成28年2月1日 神奈川新聞「横浜みなと新聞 第1号」掲載
横浜港を支える人々の仕事に迫る「港 WORKER」
- 8) 平成28年3月19日 NHK BS プレミアム
「NHK っぽんプレミアム 港町物語 横浜・神戸そして長崎」
に二級水先人が出演した。

Ⅲ. 平成27年度の会員の異動状況

平成27年3月31日 在籍員数	会員の異動		平成28年3月31日 在籍員数
	入会	退会	
179	11	11	179

以上

(添付書類)

・添付資料

「平成27年度 会議、法定委員会、常設委員会等 開催一覧表」

平成27年度 会議、法定委員会、常設委員会等 開催一覧表

委員会名	回数	開催日		
通常総会	2	平成27年5月29日	平成28年3月25日	
臨時総会	2	平成27年7月21日	平成27年12月22日	
理事会	6	平成27年5月20日	平成27年5月29日	平成27年7月9日
		平成27年12月10日	平成27年12月22日	平成28年3月15日

法定委員会（4委員会）		10		
綱紀委員会	2	平成27年7月17日	平成28年3月9日	
ユーザー対応委員会	3	平成27年7月21日	平成27年11月16日	平成28年3月16日
事故防止対策委員会	2	平成27年8月31日	平成27年10月16日	
業務運営協議会	3	平成27年6月19日	平成27年10月22日	平成28年2月25日

常設委員会（5委員会）		24		
総務委員会	6	平成27年5月25日	平成27年6月26日	平成27年9月24日
		平成27年11月20日	平成27年12月10日	平成28年2月24日
業務委員会	2	平成27年6月30日	平成28年1月26日	
海務委員会	8	平成27年5月15日	平成27年6月23日	平成27年7月30日
		平成27年9月9日	平成27年10月16日	平成27年12月7日
		平成28年2月19日	平成28年3月29日	
財務委員会	6	平成27年5月14日	平成27年6月19日	平成27年8月26日
		平成27年11月10日	平成27年12月7日	平成28年3月7日
ISO管理委員会	2	平成27年5月18日	平成27年10月15日	

教育訓練会議	1	平成28年3月25日		
教育訓練センター委員会	4	平成27年4月23日	平成27年7月9日	平成27年8月3日
		平成28年2月9日		

常勤役員会	5	平成27年5月18日	平成27年6月15日	平成27年9月25日
		平成28年1月25日	平成28年3月22日	
業務連絡会	1	平成27年9月25日		
定例会	4	平成27年7月14日	平成27年7月17日	平成27年9月25日
(第1回から第3回は、各々同 内容で2回開催している。)	(延べ7回)	平成27年9月28日	平成27年11月6日	平成27年11月9日
		平成28年2月26日		